

平成26年度第6回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議
(第3回袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会)次第

日 時 平成27年2月9日(月)

午後2時から

場 所 市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 福祉部長挨拶

4 議 題

(1) 子育て応援プラン(案)のパブリックコメント結果について(資料1)

(2) 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例の一部改正(案)について(資料2)

(3) その他

5 閉 会

袖ヶ浦市子育て応援プラン（案）に係るパブリックコメントの実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成26年12月22日(月)から平成27年1月21日(水)
 (2) 提出者・意見数 2人、10件
 (3) 意見の分類と市の対応状況

対 応 区 分		件 数
A	意見を反映し、案を修正したもの	0件
B	意見の趣旨・考え方が既に案に盛り込まれているもの	4件
C	意見を反映しないで、案どおりとしたもの	2件
D	その他の意見、案とは直接関係ないもの、今後の参考とするもの等	4件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方	担当課
1	102	<p>現行の制度では、延長保育は園ごとに設定されていますが、<u>「子育て支援新制度」の導入により、保育時間は標準時間保育（11時間）と短時間保育（8時間）に区切られます。実働時間が例え8時間以内でも、勤務するうえで必要な時間は就労証明書に載っている時間だけではなく、通勤時間や休憩時間など必要不可欠な時間です。他の自治体では既に通勤時間や休憩時間も含めて、認定すると明示している所もあり、袖ヶ浦市にも支援を切望します。内閣府のガイドラインでは、標準時間保育と短時間保育では保育料の差がほとんどありません。短時間保育として認定された場合、8時間に収まらなければ延長保育になります。有料の延長保育になれば、わずかな保育料の差はすぐに逆転します。今後一元化され、無料の延長保育がなくなると心配です。保育園に関して「子育て支援新制度」で不十分な部分を、自治体の方からの子育て応援の具体策の一つとして補っていただけたらと思っています。</u></p>	D	<p>本年4月より、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度では、保育の提供に当たり、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態に応じて、その範囲内で、保育標準時間（11時間）や保育短時間（8時間）などの保育必要量を設定します。本市においては、必要に応じ就労時間帯や通勤時間などを考慮し認定してまいります。</p> <p>また、延長保育は、私立保育園においては裁量が認められていることから園ごとに設定されていますが、現在、市では延長保育の一元化については考えておりません。なお、保育園に関して、新制度で不十分な部分を自治体で補ってほしいということですが、新制度施行後の状況を見極め必要な対応を行ってまいります。</p>	子育て支援課

整理番号	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方	担当課
2		<p>計画の対象となる子供の年齢が良く分からない。子ども・子育て支援法では、子どもの定義として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者となっている。子ども・子育て支援法の趣旨は、「すべての子どもの健やかな成長のために、適切な環境を等しく確保されるよう支援を行うものが、子ども及び子どもの保護者に対する支援であり、そのための給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築」となっている。しかし、子ども・子育て支援事業計画の内容から見ると、幼児期の教育や、保育についてであり、サービス提供も、保育所、保育園、幼稚園である。つまり、5歳以下の子どもが対象となる。良く分からない。教えていただきたい。</p>	D	<p>「子育て応援プラン」は、次世代育成支援対策推進法による次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業計画を併せて策定するものです。</p> <p>子ども・子育て支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども」・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・「小学校就学前子ども」・・・子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者 <p>次世代育成支援対策推進法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童」・・・満18歳に満たない者 <p>このことから、法の規定や計画の中で求める年齢が異なり、計画の章ごとに対象年齢が異なるものです。</p>	子育て支援課
3	45 } 69	<p>7施策99事業のうち、92事業が継続事業である。これらが過去どう展開されてきたかが示されていない。事業の把握点検を毎年1回実施し公表しているのだから、<u>参考資料として一緒に出すべきだ</u>と思う。P D C Aサイクルで回すのは良いことだが、そのサイクルの中に、<u>市民を含めることが必要である</u>と思う。</p>	B	<p>次世代育成支援後期行動計画については、毎年、事業の進捗状況を公表しておりますので、ホームページで閲覧していただくことを考えております。</p> <p>また、計画の策定や計画に基づく施策の推進については、公募による市民をはじめとして、子ども・子育て分野に関わる委員で構成される、「袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行ない、計画の推進に取り組んでおります。</p>	子育て支援課

整理番号	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方	担当課
4	49	子どもの健全育成の事業で、 <u>1 - 30子どもの育成の適正管理等（継続）</u> の中に <u>子どもの遊び場</u> とあるが、現在何箇所遊び場があり、どのように <u>適正管理</u> をするのか、それらが利用する市民にわかりやすく公開されているのか示して欲しい。	B	子どもの遊び場については、現在30箇所設置しており、地元区に雑草の除去や遊具の点検等を委託しています。それに加え、市の職員による遊具の定期的な点検を実施し、適正な維持管理に努めております。また、計画書のP26～P29に地区別の箇所数を記載しており、市のホームページや子育てポータルサイト、すくすく子育てぶっくに所在地の一覧を掲載し周知しております。	子育て支援課
5	49	1 - 31 <u>保育所地域活動事業（継続）</u> は、 <u>民間保育所でも事業として行われているのか、市が助成して行っているのか。</u> 市からの事業の具体的な案内は見たことがない。	D	保育所地域活動事業については、公立保育所2箇所、私立保育園3箇所ですべて世代間ふれあい活動事業を実施しており、民間保育所へ市からの助成は行っていません。また、地域の高齢者クラブなどへそれぞれの保育所（園）からご案内をさせていただいております。	子育て支援課
6	50	切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実のところ で、市内に配備されている <u>母子保健・食生活改善推進委員</u> に 触れられていないが、 <u>妊産婦・乳幼児は対象ではないのか。</u>	B	母子保健・食生活改善推進委員については、妊産婦・乳幼児はもちろん各年代を対象として活動しており、P51の「3・食育等の推進」及びP52の「4・子どもの健やかな成長を見守る地域づくり」に別立てで記載しております。	健康推進課
7	56	3 - 3 <u>国際理解教育推進事業（継続）</u> とあるが、内容から言って英語の助手を配置することのようだ。世界史や、世界文学、世界の文化、国際情勢等を総合的に学んで初めて国際理解に近づけるといものではないか。 <u>事業名が合っていない。</u> 英語教育推進事業が妥当である。	C	国際理解教育推進事業の目的は、国際化社会に対応できる基礎を養うために、外国語を通じて言語や文化についての理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を養うこととしております。また、日常生活や学校行事などの場面においても、外国語指導助手と触れ合いながら異文化理解を図っている他、全小学校では外国の方をゲストに招き、外国の文化に触れ合う活動を通じて国際理解に取り組んでいることから、このような事業名としているものです。	総合教育センター

整理番号	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方	担当課
8	56	3 - 8 <u>学校音楽鑑賞教室の開催（継続）音楽の事業の一環として実施していると思っているが、担当が学校教育課でなくなぜ生涯学習課なのか。</u>	D	優れた生の音楽を聴く機会を提供し、情操の涵養を図るとともに音楽活動への機運を醸成することを目的として実施しております。また、学校へ直接赴いてオーケストラ演奏を聴く機会が、本物の芸術に触れる機会を提供し感性を磨くこと、そして自ら音楽活動へ参加する気持ちを高めること、児童生徒の保護者も同席して鑑賞するといった機会も多いため、学校教育では扱わず、社会教育の一環として実施しております。	生涯学習課
9	57	<u>学校と地域のパートナーシップの下で地域で学校を支えることは、大切なことと思う。</u> 地域の小中学校と、地域の自治会等の体制は出来ていて活動も成果を上げていると思われる。 <u>各地区の成果を一同に披露して情報交換情報共有できる場を、行政主導で計画して欲しい。</u> 大会のようなセレモニー中心のものでなく、和気藹々とした効果のある場をお願いしたい。 少子化に伴ない、各地区の子供会の会員数が減少している。 <u>野球とサッカーに特化したスポーツ団体が小学生の段階から加入を勧めている。送り迎えや練習、競技中の見守りで保護者も参加している。これも、子供会加入の減少に拍車を掛けている。</u> 低学年の時から特定の種目に限定して運動を続けると、アンバランスな体力・体格になると警鐘を鳴らす専門家もいる。 <u>少子化の子どもたちの分捕り合戦、分断になっている。市の方針としてこの問題をどう捉えるか、教育委員会として大局的に考えて欲しい。今の子どもが成長して世の中を作っていく。少子化であっても、仲良く助け合いながら、みんなの幸せを求めような社会を作りたいと願う。</u>	C	子ども会加入の減少は、少子化の他に核家族化、共働き、役員への負担感など様々な要因が考えられます。各スポーツ団体では、青少年の健全な心身の育成と生涯を通してスポーツに親しむ意識を育てるなど、子ども会活動とともに、本市の教育活動にとって重要な役割を担っていると認識しております。 子どもたちが健やかに成長するためには、学校、家庭、地域の連携を深めていくことが重要となります。今後も、青少年育成袖ヶ浦市民会議、学校支援ボランティア、学校安全パトロール、青少年相談員活動の充実、子ども会やPTA等の行う各種事業への支援、子どもの伝統文化活動への参加及び発表の場の推進、学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブを通じて、地域全体で子どもを育む環境づくりを引き続き推進してまいります。	教育部

整理 番号	ページ	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方	担当課
10	63	<p>6 - 1、6 - 2 交通安全を確保するための活動の推進（継続）</p> <p>子どもの交通事故が後を絶たない。<u>二つの事業が出されているが、これで交通安全が確保できるのでしょうか。継続なので、従前行われてきたことである。参加・体験・実践型の交通安全教育を指針に基づき、段階的かつ体系的に推進とある。出前講座で説明を聞かせて欲しい。子どもの命が掛かっている。指針に則り行えば済むものではない。地域を含めた、連携・協力体制の強化を第一に行って欲しい。</u></p>	B	<p>子どもを交通事故から守るためには、地域や学校、関係団体等との連携・協力は大切なことであり、本計画では、地域における取り組みとして、「地域の子どもの交通安全に関心を持ち、身近な安全指導に努めます」としております。</p> <p>具体的事業として、交通安全教育指導事業と交通安全啓発事業の2事業を掲げておりますが、事業の実施にあたっては、地域の交通ボランティア団体や学校等の協力、連携により実施しています。</p> <p>なお、出前講座につきましては、自治会等の申請により、実施いたします。</p>	市民活動支援課

パブリックコメント結果に係る抜粋

袖ヶ浦市
子育て応援プラン（案）

次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

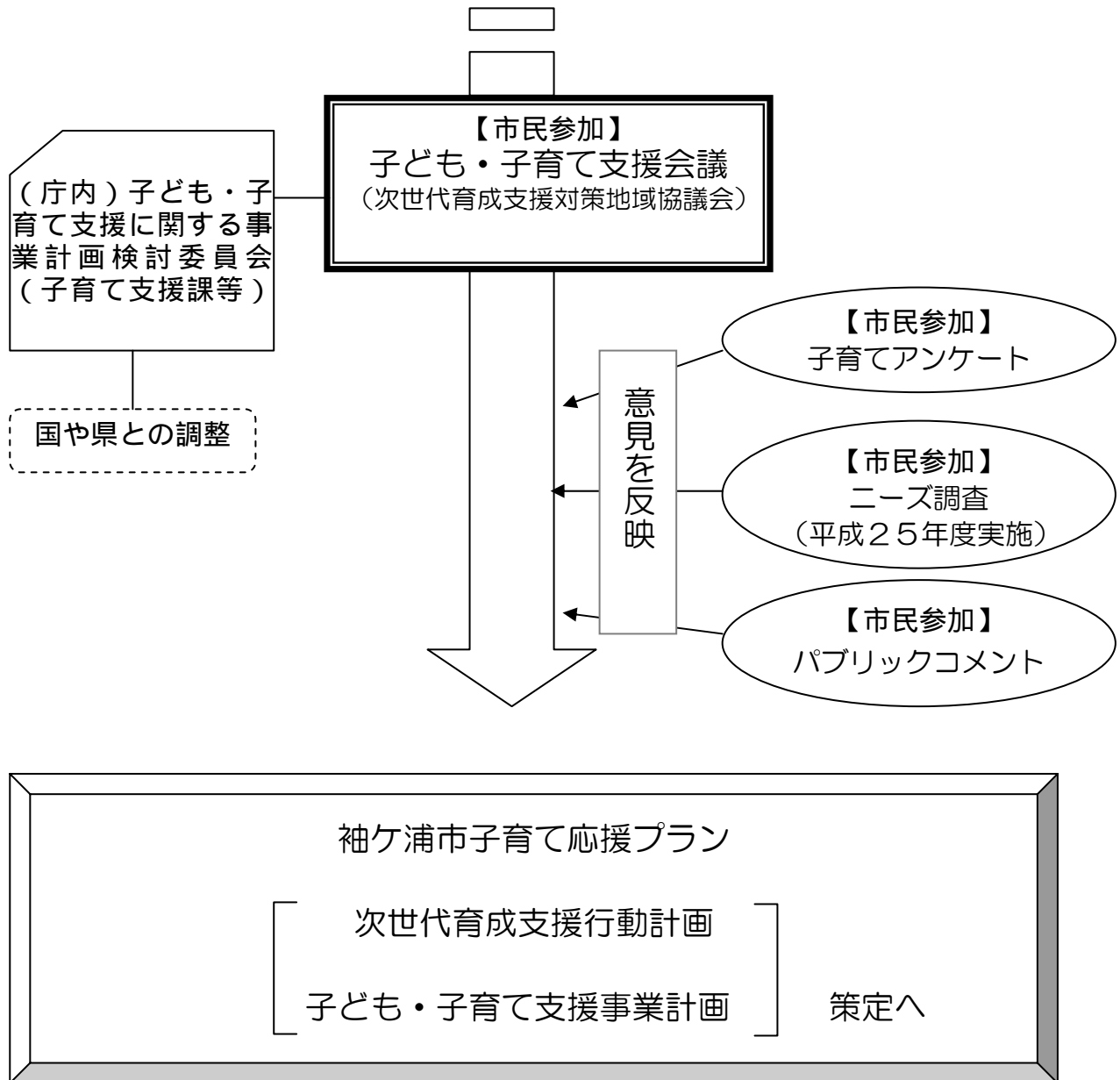
平成26年度まで次世代育成分野の柱として実施されてきた次世代育成支援行動計画と、今回策定する子ども・子育て支援事業計画の主な違いは以下のとおりです。

	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
位置づけ	次世代育成支援対策を10年間集中的・計画的に推進するための計画 (平成26年度に10年間期限延長決定)	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
内容	18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域(*以下「区域」と表記します)ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画
	<p>【記載事項】</p> <p>次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期とこれにより達成しようとする目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育ての支援 ・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・子育てを支援する生活環境の整備 ・職業生活と家庭生活との両立の推進等 ・子ども等の安全の確保 ・要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 	<p>【記載事項(必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の設定 ・区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 <p>【記載事項(任意)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ・ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野にかかわる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」等の議論を中心に策定しました。また、子育て支援課を中心とする庁内の関係各課で構成する計画検討委員会により、検討・協議を行い、国や県との調整を行いつつ、円滑な策定に向けての取り組みを行いました。

一方、次世代育成支援行動計画の事業評価について、子育てアンケート（市民意識調査）により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の取り組みを行いました。また、平成25年度に実施したニーズ調査などから、地域における子育て分野のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。



(1) 昭和地区

	平成26年度	地区人口の 構成比	全市に 占める割合	平成21年度	
人口(人)	16,168	100.0%	26.4%	15,083	1,085
0～14歳	2,551	15.8%	30.2%	2,332	219
内、0～5歳	1,091	6.7%	34.1%	926	165
15～64歳	10,265	63.5%	26.5%	10,068	197
65歳以上	3,352	20.7%	23.6%	2,683	669
世帯数/1世帯あたり人口	6,509	(2.5人)	26.2%	5,846	663

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

地区の概況

昭和地区は、昭和40年代からの福王台土地区画整理事業等により宅地造成が進み、福王台や神納地区などの人口が増加しています。また、袖ヶ浦駅海側などにおいても、今後土地区画整理事業等による宅地化や人口の増加が見込まれます。袖ヶ浦バスターミナルは品川・横浜・羽田方面等の高速バスが運行し、袖ヶ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

地区内には、市民会館や総合運動場、中央図書館、海浜公園等の全市的施設が所在し、イベント時には活況を呈しています。また、平成26年4月には、子育て親子の交流の場として「そでがうらこども館」を開設し、大勢の親子連れが利用しています。

施設の状況

< 児童関連施設 >

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	2	小学校	2
幼稚園	1	中学校	1
家庭的保育	1	放課後児童クラブ	5
高等学校	1	子どもの遊び場	2
地域子育て支援拠点施設 (そでがうらこども館) 子育て支援センター含む	1	子育て支援センター (私立保育園内)	1
ファミリーサポートセンター	1		

< 文化・スポーツ等の施設 >

名称	設置数	名称	設置数
市民会館	1	中央図書館	1
総合教育センター	1	スポーツ施設	1
海浜公園(県)	1		

4 子どもの健全育成

地域社会における児童・生徒の減少は子ども同士の交流を希薄にし、さらに遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。したがって放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進していく必要があります。

公民館の少年を対象とした講座や、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組んでいきます。また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後子ども総合プランも踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進します。

【具体的事業】 は子ども・子育て支援事業計画

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
1-27	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体で子どもを育む活動の推進を図ります。	継続	市民会館 各公民館
1-28	放課後子供教室推進事業	地域ボランティア等による放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	継続	生涯学習課
1-29	★保育所（園）の園庭開放	保育所（園）に入所していない親子に園庭を開放し、地域の子どもの触れ合い、交流の場を提供します。	継続	子育て支援課
1-30	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	継続	子育て支援課
1-31	保育所（園）地域活動事業	世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	継続	子育て支援課
1-32	青少年教育推進事業	子ども向け講座を開催します。	継続	市民会館 各公民館
1-33	学校体育施設開放事業	市内小・中学校の体育施設を開放します。	継続	体育振興課
1-34	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・NPOへの支援、子育てイベントの共催を実施します。	継続	子育て支援課
1-35	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	地域ごとに親子や仲間ですぐスポーツ、レクリエーションを実施します。市内5地区のクラブで活動を拡充していきます。	継続	体育振興課
1-1 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	蔵波小学校区のクラブの大規模化について適正規模化による環境改善を図ります。	1箇所改善	子育て支援課
1-12 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営します。クラブへ助成します。	継続	子育て支援課

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

目指す方向性

妊娠・出産・検診の経過に対する満足度を上昇させます。

子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合を増やします。

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

母性並びに乳幼児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育分野との連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が必要です。

また、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえ、母子保健計画策定指針に基づき袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画の一部に母子保健計画を組み込み、切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援体制の構築と母子保健サービスの充実を図ります。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-1	妊娠・出産に関する安全性と快適な環境づくりの推進	安心して妊娠、出産できる環境整備とハイリスク妊婦への対応を強化します。妊婦一般健康診査受診券14回分を母子手帳交付時に交付しています。	継続	健康推進課
2-2	妊産婦及び新生児の健康への支援	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦への保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	継続	健康推進課
2-3	乳幼児の生活習慣の確立と生活習慣病予防の支援	乳幼児期にあわせた生活習慣（食事・歯科・生活リズム）について乳幼児の教室・健診等で指導を行います。生活習慣病を予防するために小児期からのメタボリックシンドローム予防の視点で子どもの肥満・やせの保健指導を行います。	継続	健康推進課
2-4	乳幼児の事故防止対策に関する啓発の強化	乳幼児の発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	継続	健康推進課
2-5	予防接種の接種率向上	感染症予防のため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるように予防接種に関する情報提供や相談・指導を行います。	継続	健康推進課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増加等の問題に対応するため、性に関する健全な意識を培うこととあわせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育のほか、10代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策を進めることが必要なことから、学童期・思春期における児童生徒の心のケアのための相談体制の充実等を図ります。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-6	性に関する正しい知識の啓発・指導	保健所等関係機関との連携を密にし、望まれぬ妊娠の減少、性感染症予防等、性に対する正しい知識の啓発・指導を行います。	継続	学校教育課
2-7	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	地域・学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	継続	学校教育課
2-8	学校教育と関係機関の連携強化	家庭を基礎として地域・学校との円滑な支援のため連携を強化します。スクールカウンセラーの配置、各種相談機関と連携した相談活動を行います。	継続	学校教育課

3 食育等の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じています。このような現状の下、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会確保や情報提供を進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会確保や情報提供を進めます。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-9	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	食育基本法を受け、生涯の健康づくりの基盤となる乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	継続	健康推進課 子育て支援課 学校教育課
2-10	栄養・食生活に関する情報発信、学習や相談の場の提供	保健センターや学校等で食に関する指導のほか、食生活改善推進員による普及・啓発等を実施します。	継続	健康推進課
2-11	食環境の整備推進	栄養成分表示制度について、地域への普及啓発を図ります。	継続	健康推進課
2-12	学童・思春期の生活習慣病予防の支援	生活習慣病予防のための健康相談を実施します。	継続	健康推進課

4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークをすることにより、地域等が親子を見守り支える機運醸成が必要です。そのため、母子保健関係者は、日常の活動を通じて、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築が必要であり、地域での身近な子育てを支援します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-13	地域での身近な子育て支援	生後6～8か月の乳児へ母子保健推進員による訪問を実施し、地域の目となって、子育ての悩みや相談を拾い上げ、市の専門職へ繋げます。市で行っている健診や子育て支援の情報提供を行います。	継続	健康推進課
1-25 【再掲】	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	継続	子育て支援課

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
3-3	国際理解教育推進事業	外国語指導助手を全小中学校に配置します。国際理解教育を推進します。	継続	総合教育センター
3-4	情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業	高度情報通信社会に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育成します。また、情報モラルに関する指導を実施します。	継続	学校教育課 総合教育センター
3-5	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	基礎学力向上のためのきめ細かな指導を行うため、小中学校に支援教員を配置します。	継続	学校教育課
3-6	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	継続	学校教育課
3-7	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	継続	学校教育課
3-8	学校音楽鑑賞教室の開催	小中学生に優れた音楽鑑賞の機会を提供します。	継続	生涯学習課
3-9	読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	読書指導員の配置などによる学校図書館の機能の向上と調べ学習への取り組みなど読書教育の充実に努めます。	継続	学校教育課 総合教育センター
3-10	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	継続	学校教育課
3-11	スポーツ・レクリエーションの組織充実・連携、指導者養成等	総合型地域スポーツクラブの推進、スポーツ教室の実施、スポーツ・健康についての広報活動を充実します。	継続	体育振興課
3-12	小中学校体験活動推進事業	自然の中での困難体験や生活体験を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい児童生徒を育成します。	継続	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材を活用した支援等のコミュニティの協働による家庭教育支援の強化が必要となっています。課題を抱える家庭への訪問等を学校など関係機関と連携して行います。また、生活習慣づくりについて、中高生以上への普及啓発を推進します。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ることにより、地域の教育力の向上を図り、活力ある地域づくりにつなげるよう取り組んでいきます。また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後子ども総合プランも踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進します。

【具体的事業】 は子ども・子育て支援事業計画

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
3-13	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	継続	学校教育課
3-14	ねがたオープンキャンパス（ねこまる）	地域の若者たちが仲間作りをするとともに、公民館登録サークルや地域の方々の協力を得て根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習相談を行うことで、参加者間の交流を図ります。	継続	根形公民館
3-1 【再掲】	家庭教育総合推進事業	様々な機会を利用して家庭教育に関する学習機会の提供及び支援や、家庭教育フォーラム等の県主催の家庭教育支援事業に協力します。子育て知識の習得と親同士の交流を図るため、幼児家庭教育学級、地域家庭教育学級、中学校家庭教育学級を各公民館等で実施します。	継続	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2 【再掲】	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	継続	学校教育課
1-1 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	蔵波小学校区のクラブの大規模化について適正規模化による環境改善を図ります。	1箇所改善	子育て支援課

子どもの安全の確保

目指す方向性

子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる人を増やします。
地域における防犯活動が活発であると感じる人を増やします。

【目標を実現するための取り組み】

家庭 (自助)	<ul style="list-style-type: none">●家庭で、交通安全について子どもを教育します。●子どもの安全に常に関心を持つとともに、家庭において子どもを教育します。
地域 (共助)	<ul style="list-style-type: none">●地域の子どもの交通安全に関心を持ち、身近な安全指導に努めます。●子どもを犯罪被害から守るための活動に、地域住民で取り組みます。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">●各種の活動を通して、交通安全の啓発・指導に努めます。●子どもを犯罪被害から守るための体制充実を図ります。

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、保育所、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。また、子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に推進します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
6-1	交通安全教育指導事業	幼児、小・中学生に正しい交通ルールとマナーが身につくよう交通安全教室を実施します。	継続	市民活動支援課
6-2	交通安全啓発事業	交通安全連絡協議会・交通安全母の会を中心に交通安全啓発活動を実施します。	継続	市民活動支援課

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

事業の概要

時間外保育事業について、無料で実施している「時間外保育事業」と有料で実施している「延長保育事業」があります。このうち、ニーズ量としては「延長保育事業」を想定して見込みます。

延長保育事業については、平日はすべての保育所（園）で実施していますが、土曜日は運営されている8箇所の保育所（園）のうち、5箇所のみで実施しています。

◇時間外保育事業（無料）

地区	名称	月曜日～金曜日	土曜日
昭和	市立福王台保育所	7:30～8:30、16:30～18:00	12:00～13:00
長浦	市立久保田保育所		
根形	市立根形保育所		
平川	市立平川保育所		
平川	市立吉野田保育所		
昭和	私立昭和保育園	16:00～18:00	7:00～8:00、12:00～13:00
長浦	私立長浦保育園	7:30～8:00、17:00～18:30	7:30～8:00
長浦	私立白ゆり保育園	7:30～8:00、17:00～18:30	7:30～8:00

◇延長保育事業（有料）

地区	名称	月曜日～金曜日	土曜日
昭和	市立福王台保育所	18:00～19:00	13:00～19:00
長浦	市立久保田保育所		(福王台・久保田のみ)
根形	市立根形保育所		なし
平川	市立平川保育所		
平川	市立吉野田保育所		
昭和	私立昭和保育園	7:00～8:00、18:00～20:00	13:00～18:00
長浦	私立長浦保育園	7:00～7:30、18:30～21:00	7:00～7:30、13:00～19:00
長浦	私立白ゆり保育園	7:00～7:30、18:30～21:00	7:00～7:30、13:00～19:00

これまでの実績

延長保育事業	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間実利用者数(人)	322	494	423

ニーズ量の見込み

(年間の実利用者数:人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量 (A)	741	741	742	749	734
提供量 (B)	622	622	622	734	734
差 (B - A)	119	119	120	15	0

確保方策について

時間外保育事業については、現在すべての保育所（園）で実施しており、ニーズ量については今後は緩やかに減少することが見込まれます。

平成27年度及び平成30年度に施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加します。そのため、今後はニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

地区ごとの確保方策について

時間外保育事業については、平日は全ての保育所（園）で実施しています。平成27年度には昭和地区において、新規の施設の開設に合わせて時間外保育事業も実施されるため、地区ごとの確保方策については記載いたしません。

第5章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築

袖ヶ浦市子育て応援プラン(次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画)に基づき、子ども・子育ての支援をしていくうえで、計画をより実効性のあるものとするため、以下の取り組みを行っていきます。

● 子ども・子育て支援会議等の運営

計画の推進にあたっては、各年度における計画の進捗状況の把握・点検を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていく必要があります。現計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議(次世代育成支援対策地域協議会)」を設置しています。策定後も進捗状況の把握・点検を行う機関として、本計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行い、子育て支援についての問題提起・提案を行っていきます。

2 関係機関との連携強化

袖ヶ浦市子育て応援プランは、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など、市内の様々な関係課にわたること、また、5年間の計画的な取り組みが必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、市内の連絡・調整に取り組んでいきます。

3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

4 事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。次世代育成支援行動計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を市内で点検し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例（案）の概要

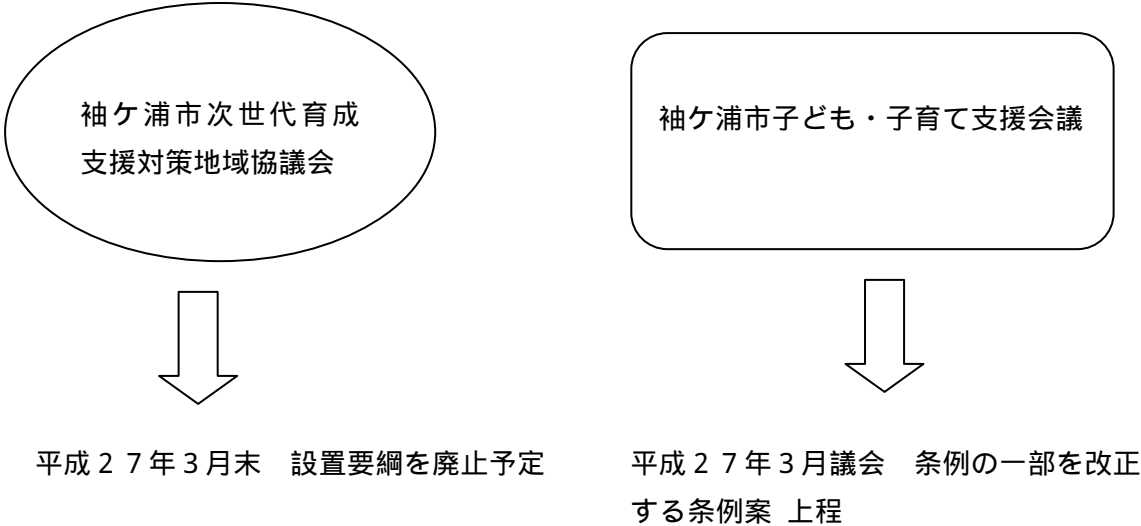
(1) 条例改正の理由

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の期限が延長されたことに伴い、市町村行動計画を策定することから、同計画の審議等について子ども・子育て支援会議の所掌事項に追加するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(2) 改正の概要

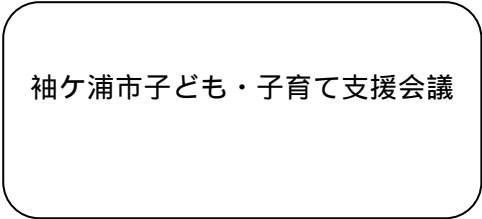
【現行】

平成27年3月末まで



【改正後】

平成27年4月以降



「袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会」の所掌事務であった市町村行動計画に関する事項を追加

(3) 現行と改正後の比較

【現行】

	袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議	袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会
条例等施行	平成25年9月	平成18年4月
設置に係る 根拠法令	子ども・子育て支援法第77条第1項 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例	次世代育成支援対策推進法第21条 袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会 設置要綱
所掌事務	第2条 子ども・子育て支援会議は、次に掲げる 事務を処理するものとする。	第2条 協議会は、次に掲げる事項につ いて協議を行う。
	(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定 に関して審議し意見を述べること。	
	(2)特定地域型保育事業の利用定員の設 定に関して審議し、意見を述べること。	
	(3)市町村子ども・子育て支援事業計画に 関して審議し、意見を述べること。	(1)行動計画の策定に関する事項 (2)行動計画に基づく施策の推進に関す る事項
	(4)本市における子ども・子育て支援に関 する施策の総合的かつ計画的な推進に 関し必要な事項及び当該施策の実施状 況を調査審議し、意見を述べること。	(3)次世代育成支援対策の推進に関し必 要な措置に関する事項
	26年度は、6回会議開催中3回を同時開催としている。	
委員の任期	平成25年10月15日～ 平成27年3月31日	平成25年5月29日～ 平成27年3月31日

【改正後】

主な変更点 所掌事務の追加（市町村行動計画を追加）

	袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例
所掌事務	第2条 子ども・子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。 (1)特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し意見を述べること。 (2)特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。 (3)市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。 (4) <u>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づく市町村 行動計画に関して審議し、意見を述べること。</u> (5)本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し 必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。
施行日	平成27年4月1日

子ども・子育て支援新制度における

利用者負担額（保育料）の設定方針について

平成27年2月

福祉部 子育て支援課

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」により、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)」が施行されます。

この新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付(施設型給付・地域型保育給付)が創設され、教育標準時間認定を受けた子ども(1号)、保育認定を受けた満3歳以上子ども(2号)、保育認定を受けた満3歳未満子ども(3号)ごとに、新たに利用者負担額(保育料)を定める必要があることから、これらの利用者負担の設定方針について報告するものです。

1. 利用者負担の基本的な考え方

本市の新利用者負担は、利用者負担国基準(案)(以下、「国基準(案)」という。)の考え方を踏まえつつ、次に掲げる考え方を基本に検討を行った。

(1) 応能負担とする

1号認定子どもの利用者負担は、新たな料金体系を設定することとされており、国基準(案)が現行の利用者負担の実態(全国平均)を基本としていることから、本市においても、国基準(案)を踏まえて、応能負担の料金表を設定する。

また、2号・3号認定子どもの利用者負担は、現行の徴収金基準額が示されていることから、本市においても、現行の水準を基本に設定する。

(2) 階層区分の税額を市民税所得割額とする

国基準(案)が、所得税額ベースから市民税所得割額に基づいた体系となり、本市においてもこの方式とする。

また、利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月であり、直近の所得の状況を反映させる観点から、国基準に基づき9月とする(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民税所得割額により決定する)こととする。

(3) 保育標準時間・保育短時間の区分の料金を設定する

国基準(案)が、保育の利用時間に応じた利用料を設定している。

保育短時間(最大8時間利用)の利用者は、保育標準時間(最大11時間利用)の利用者と比べて低い料金設定とすることは合理的であることから、本市においても保育標準時間・保育短時間の区分の料金を設定する。

(4) 施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとの同一の料金体系とする

国が定める水準は、1号給付、2号・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされていることから、本市においても、国の考え方を踏まえ、原則として同一の料金体系とする(ただし、市立幼稚園等、一部の施設等は当面除外する)。

(5) 現行水準を維持(市立幼稚園保育料、保育所保育料)

「持続可能な財政構造確立のための集中的取組み」における利用者負担(保育料等)の見直し検討の中で、新制度移行に伴う27年度の料金設定については、現行水準に合わせた移行とする。

2. 保育認定（2号・3号給付）を受けた子どもの利用者負担額について

（1）国の定める利用者負担水準

< 国の利用者負担の水準の考え方 >

保育標準時間認定を受けた子どもは、現行の保育所の利用者負担水準を基本とする。

保育短時間認定を受けた子どもは、運営コストの違いを反映し、保育標準時間を受けた子どもの▲1.7%を基本とする。

（2）本市における利用者負担の設定方針（案）

< 別添1参照 >

現行の保育料については、公立・私立ともに国の水準を基に本市独自の保育料の軽減を行っている。新制度における利用者負担についても、本市における現行の保育料水準を目安とする。

所得階層区分の決定方法が、所得税額ベースから市民税所得割額に基づいた体系に変わることから、25年度末の入所者及び保育料調定額を基準とし、市民税所得割額置き換え後の調定額が同水準となるよう区分を設定する。

新制度において新たに創設された保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額については、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額よりも、原則として低く設定する。具体的な水準は、国の定める利用者負担水準と同様に、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額の 1.7%を目安とする。

3. 教育標準時間認定（1号給付）を受けた子どもの利用者負担額について

（1）国の定める利用者負担水準

< 国の利用者負担の水準の考え方 >

現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮した利用者負担水準を基本とする。

平成27年1月15日付け事務連絡

平成27年度政府予算案において、幼児教育無償化に向けた取組（低所得者世帯へ支援）として、1号認定子どもの市町村民税非課税世帯の軽減（9,100円 3,000円）を図ることとする。

私立幼稚園の保育料については、各園で独自に料金が設定されており、保護者の負担軽減を図るため、所得に応じて就園奨励費補助金（年額62,200円から308,000円）が支給されており、結果として「応能負担」の保育料となっているが、今後は、所得に応じた利用者負担額を、直接、認定こども園、幼稚園に支払うこととなる。

私立幼稚園については、新制度へ移行する・しないを選択することができる。新制度へ移行しない私立幼稚園の入園料、保育料は、これまでどおり各園が独自に設定する。

（2）本市における利用者負担の設定方針（案）

< 別添2参照 >

国の考え方は、施設（認定こども園、幼稚園）の種類を問わず、同一の利用者負担水準となっており、保育所の保育料と同様に、公私同額が基本的な考え方となるが、国の質疑応答集によると、「それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公共施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきもの」となっており、市内の公立幼稚園については、27年度においては現行水準を維持する。

新たに設定する1号認定子どもの料金表については、国基準(案)において、保育料の基準が示されており、その額は、国が実際の全国の幼稚園保育料の平均値から就園奨励補助金を控除した実負担額（実態）であり、1号認定子どもの料金表の階層区分は、国基準(案)の5階層に合わせる。

具体的な料金は、利用者にとって負担の増加とならないよう、全国平均よりも低い本市の私立幼稚園の平均保育料水準を目安としつつ、2号認定を受けた子どもの利用者負担額とのバランスについても考慮する。

平成27年度政府予算案（平成27年1月14日閣議決定）における、幼児教育無償化に向けた取り組みを考慮する。

4．利用者負担の設定に係る経過措置等について

保育認定を受けた子どもの利用者負担において、年少扶養控除の廃止の影響から負担の総額が増える子どもについては、対象児童が卒園（退所）するまで又は「持続可能な財政構造確立のための集中的取組み」による利用者負担の見直しを実施するまでのいずれか短い期間において、保育料をこれまでと同水準に軽減する経過措置を講じる。

市立幼稚園については、27年度は現行水準を維持する。

5．利用者負担の設定スケジュールについて

公立施設の利用者負担額については、児童福祉法の改正に伴い、条例に徴収根拠を定める必要があることから、袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第54号)の一部改正を行う。(私立保育所については、子ども・子育て支援法附則第6条第4項に徴収根拠の定めがある)

また、認定こども園（現在、市外のみ）、私立幼稚園（新制度移行施設）、地域型保育事業（家庭的保育事業等）の利用者負担については、袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）第13条を徴収根拠とし、利用者負担の階層表（料金体系）については、教育・保育施設、地域型保育事業共通のルールとして、年度末までに規則で定める。

保育認定を受けた子ども(3歳未満) 3号認定【0~2歳児】

現行基準								新基準(案)									
国階層区分		推定年収	市階層		国の費用 徴収基準	市の 徴収基準額	割合	国階層区分		市階層		保育標準時間			保育短時間		
														国の費用 徴収基準	市の 徴収基準	割合	国の費用 徴収基準
市民税	1	生活保護世帯	1	生活保護世帯	0	0	-	生活保護世帯	1	生活保護世帯	0	0	-	0	0	-	
	2	市民税非課税 母子世帯等 市民税非課税 世帯	~260万円	2-0	市民税非課税 母子世帯等	0	0	-	市民税非課税 母子世帯等	2-0	市民税非課税 母子世帯等	0	0	-	0	0	-
				2-1	市民税非課税 世帯	9,000	4,000	44%	市民税非課税 世帯	2-1	市民税非課税 世帯	9,000	4,000	44%	9,000	3,900	43%
	3	市民税課税 母子世帯等 市民税課税 世帯	~330万円	3-0	市民税課税 母子世帯等	18,500	11,000	59%	48,600円未満 の母子世帯等	3-0	48,600円未満 の母子世帯等	18,500	11,000	59%	18,300	10,800	59%
				3-1	市民税課税 世帯	19,500	12,000	62%	48,600円未満	3-1	48,600円未満	19,500	12,000	62%	19,300	11,800	61%
	所得税	4	40,000円未満	~470万円	4	20,000円未満	30,000	53%	97,000円未満	4	73,000円未満	30,000	53%	29,600	15,700	53%	
5					20,000円以上 40,000円未満	20,000		67%		5	73,000円以上 97,000円未満		20,000		67%	19,600	66%
5		103,000円未満	~640万円	6	40,000円以上 72,000円未満	44,500	56%	169,000円未満	6	97,000円以上 133,000円未満	44,500	56%	43,900	24,500	56%		
				7	72,000円以上 103,000円未満		30,000		67%	7		133,000円以上 169,000円未満		30,000	67%	29,500	67%
6		413,000円未満	~930万円	8	103,000円以上 258,000円未満	61,000	57%	301,000円未満	8	169,000円以上 235,000円未満	61,000	57%	60,100	34,400	57%		
				9	258,000円以上 413,000円未満		39,000		64%	9		235,000円以上 301,000円未満		39,000	64%	38,300	64%
7		734,000円未満	~1130万円	10	413,000円以上 568,000円未満	80,000	58%	397,000円未満	10	301,000円以上 349,000円未満	80,000	58%	78,800	45,200	57%		
				11	568,000円以上 (734,000円未満)		53,000		66%	11		349,000円以上 (397,000円未満)		53,000	66%	52,100	66%
8	734,000円以上	1130万円~	11	(734,000円以上)	104,000	51%	397,000円以上	11	(397,000円以上)	104,000	51%	102,400	52,100	51%			

↑
**現行
 所得税額ベースで
 階層判定**
 所得税非課税の世帯は、
 前年度分市民税の課税
 額を確認し、保育料を
 算定している。

↑
 現行市基準は、国の階
 層を所得税額のほぼ中
 心で分割している。

↑
**新制度
 市民税所得割額
 ベースで階層判
 定**
 (生活保護世帯を除く)

↑
 現行水準同様、国の階
 層を市民税所得割額
 のほぼ中心で分割した。
 階層の数も現行どおり
 とする。

↑
 保育標準時間認定は、
 現行階層区分と同額と
 した。

↑
 保育短時間認定は、国の水準
 と同様、保育標準時間の
 1.7%を基本に調整。

保育認定を受けた子ども(満3歳以上) 2号認定 【3歳児】

現行基準								新基準(案)									
国階層区分		推定年収	市階層		国の費用 徴収基準	市の 徴収基準額	割合	国階層区分		市階層		保育標準時間			保育短時間		
														国の費用 徴収基準	市の 徴収基準	割合	国の費用 徴収基準
市民税	1	生活保護世帯	1	生活保護世帯	0	0	-	生活保護世帯	1	生活保護世帯	0	0	-	0	0	-	
	2	市民税非課税 母子世帯等 市民税非課税 世帯 ~ 260万円	2-0	市民税非課税 母子世帯等	0	0	-	市民税非課税 母子世帯等	2-0	市民税非課税 母子世帯等	0	0	-	0	0	-	
			2-1	市民税非課税 世帯	6,000	3,000	50%	市民税非課税 世帯	2-1	市民税非課税 世帯	6,000	3,000	50%	6,000	2,900	48%	
	3	市民税課税 母子世帯等 市民税課税 世帯 ~ 330万円	3-0	市民税課税 母子世帯等	15,500	9,000	58%	48,600円未満 の母子世帯等	3-0	48,600円未満 の母子世帯等	15,500	9,000	58%	15,300	8,800	58%	
			3-1	市民税課税 世帯	16,500	10,000	61%	48,600円未満	3-1	48,600円未満	16,500	10,000	61%	16,300	9,800	60%	
	所得税	4	40,000円未満 ~ 470万円	4	20,000円未満	27,000	14,000	52%	97,000円未満	4	73,000円未満	27,000	14,000	52%	26,600	13,800	52%
5				20,000円以上 40,000円未満	18,000		67%	5		73,000円以上 97,000円未満	18,000		67%	17,700		67%	
5		103,000円未満 ~ 640万円	6	40,000円以上 72,000円未満	41,500	22,000	53%	169,000円未満	6	97,000円以上 133,000円未満	41,500	22,000	53%	40,900	21,600	53%	
			7	72,000円以上 103,000円未満		25,000	60%		7	133,000円以上 169,000円未満		25,000	60%		24,500	60%	
6		413,000円未満 ~ 930万円	8	103,000円以上 258,000円未満	58,000	25,000	43%	301,000円未満	8	169,000円以上 235,000円未満	58,000	25,000	43%	57,100	24,500	43%	
			9	258,000円以上 413,000円未満		25,000	43%		9	235,000円以上 301,000円未満		25,000	43%		24,500	43%	
7		734,000円未満 ~ 1130万円	10	413,000円以上 568,000円未満	77,000	25,000	32%	397,000円未満	10	301,000円以上 349,000円未満	77,000	25,000	32%	75,800	24,500	32%	
			11	568,000円以上 (734,000円未満)		25,000	32%		11	349,000円以上 (397,000円未満)		25,000	32%		24,500	32%	
8	734,000円以上 1130万円~	734,000円以上	1130万円~	101,000	25,000	25%	397,000円以上	11	(397,000円以上)	101,000	25,000	25%	99,400	24,500	25%		

↑
**現行
 所得税額ベースで
 階層判定**
 所得税非課税の世帯は、
 前年度分市民税の課税
 額を確認し、保育料を
 算定している。

↑
 現行市基準は、国の階
 層を所得税額のほぼ中
 心で分割している。

↑
**新制度
 市民税所得割額
 ベースで階層判
 定**
 (生活保護世帯を除く)

↑
 現行水準同様、国の階
 層を市民税所得割額
 のほぼ中心で分割した。
 階層の数も現行どおり
 とする。

↑
 保育標準時間認定は、
 現行階層区分と同額と
 した。

↑
 保育短時間認定は、国の水準
 と同様、保育標準時間の
 1.7%を基本に調整。

保育認定を受けた子ども(満3歳以上) 2号認定 【4歳以上児】

現行基準								新基準(案)									
国階層区分		推定年収	市階層		国の費用 徴収基準	市の 徴収基準額	割合	国階層区分		市階層		保育標準時間			保育短時間		
														国の費用 徴収基準	市の 徴収基準	割合	国の費用 徴収基準
市民税	1	生活保護世帯	1	生活保護世帯	0	0	-	生活保護世帯	1	生活保護世帯	0	0	-	0	0	-	
	2	市民税非課税 母子世帯等 市民税非課税 世帯	~260万円	2-0	市民税非課税 母子世帯等	0	0	-	市民税非課税 母子世帯等	2-0	市民税非課税 母子世帯等	0	0	-	0	0	-
				2-1	市民税非課税 世帯	6,000	3,000	50%	市民税非課税 世帯	2-1	市民税非課税 世帯	6,000	3,000	50%	6,000	2,900	48%
3	市民税課税 母子世帯等 市民税課税 世帯	~330万円	3-0	市民税課税 母子世帯等	15,500	9,000	58%	48,600円未満 の母子世帯等	3-0	48,600円未満 の母子世帯等	15,500	9,000	58%	15,300	8,800	58%	
			3-1	市民税課税 世帯	16,500	10,000	61%	48,600円未満	3-1	48,600円未満	16,500	10,000	61%	16,300	9,800	60%	
所得税	4	40,000円未満	~470万円	4	20,000円未満	27,000	52%	97,000円未満	4	73,000円未満	27,000	52%	26,600	13,800	52%		
				5	20,000円以上 40,000円未満		67%		5	73,000円以上 97,000円未満		67%		17,700	67%		
	5	103,000円未満	~640万円	6	40,000円以上 72,000円未満	41,500	48%	169,000円未満	6	97,000円以上 133,000円未満	41,500	48%	40,900	19,700	48%		
				7	72,000円以上 103,000円未満		51%		7	133,000円以上 169,000円未満		51%		20,700	51%		
	6	413,000円未満	~930万円	8	103,000円以上 258,000円未満	58,000	36%	301,000円未満	8	169,000円以上 235,000円未満	58,000	36%	57,100	20,700	36%		
				9	258,000円以上 413,000円未満		36%		9	235,000円以上 301,000円未満		36%		20,700	36%		
	7	734,000円未満	~1130万円	10	413,000円以上 568,000円未満	77,000	27%	397,000円未満	10	301,000円以上 349,000円未満	77,000	27%	75,800	20,700	27%		
				11	568,000円以上 (734,000円未満)		27%		11	349,000円以上 (397,000円未満)		27%		20,700	27%		
8	734,000円以上	1130万円~	11	(734,000円以上)	101,000	21%	397,000円以上	11	(397,000円以上)	101,000	21%	21%	99,400	20,700	21%		

↑
現行
所得税額ベースで
階層判定

所得税非課税の世帯は、
前年度分市民税の課税
額を確認し、保育料を
算定している。

↑
現行市基準は、国の階
層を所得税額のほぼ中
心で分割している。

↑
新制度
市民税所得割額
ベースで階層判
定
(生活保護世帯を除く)

↑
現行水準同様、国の階
層を市民税所得割額
のほぼ中心で分割した。
階層の数も現行どおり
とする。

↑
保育標準時間認定は、
現行階層区分と同額と
した。

↑
保育短時間認定は、国の水準
と同様、保育標準時間の
1.7%を基本に調整。

市民税に置き換え後の階層の変化(現行基準比)【全体】 (単位:人) (円)

市階層	3階層	2階層	1階層	変化なし	+1階層	+2階層	+3階層	総計	調定増減
1				3				3	0
2-0				67				67	0
2-1				22				22	0
3-0		3		10		1		14	-28,000
3-1		5		37	5	5		52	7,000
4		13	20	34	28		3	98	-40,500
5	1	5	20	45	16	2		89	-82,000
6		7	29	69	28			133	-98,000
7		1	29	70	13	2		115	-91,000
8		1	35	153	61	8		258	-27,500
9			1	22	28	14		65	87,500
10				5	17			22	28,000
11				22				22	0
総計	1	35	134	559	196	32	3	960	
		170		559		231		960	
調定増減(月額)	-9,000	-224,000	-447,000	0	370,000	62,000	3,500		-244,500
		-680,000				435,500			

影響額

パターン1 (上記置き換えのとおりとする場合)

平成25年度3月分調定額(円)	17,481,000		
市民税置き換え後の調定額(円)	17,236,500		
増減額(円)	-244,500	×12月 =	-2,934,000円
増減率(%)	98.60%		

H25現年度分調定額(円) 203,883,500 参考

パターン2 (階層が上がる世帯の保育料を据え置いた場合)

平成25年度3月分調定額(円)	17,481,000		
市民税置き換え後の調定額(円)	16,801,000		
+1~+3階層を据え置き	-435,500	×12月 =	-5,226,000円
増減額(円)	-680,000	×12月 =	-8,160,000円 +
増減率(%)	96.11%		

【3階層の世帯について(1世帯1人)】
 3歳児
 離婚した元夫が年少扶養4人取っている。母の所得税ベース(21,500円)だと第5階層になるが、市民税所得割額ベース(27,700円)の場合、第3階層の母子適用となることから、他の世帯より1階層多く下がることになった。

【+3階層の世帯について(1世帯3人)】
 5歳児(幼稚園)、4歳児(保育所)、2歳児(保育所)
 年少扶養対象が5人おり、制度廃止の影響から階層が3階層上がる(第4階層 第7階層)
 なお、5歳児は幼稚園につき保育料は0円、4歳児は多子軽減(半額)により+3,500円/月、2歳児は多子軽減(無料)により0円となり、世帯全体では+3,500円/月の増となる。

平成27年度 保育料(利用者負担)改定案

別添2

教育標準時間認定を受けた子ども(満3歳以上) 1号認定

現行基準					
市民税	国階層区分		推定年収	国の費用徴収基準	市の徴収基準額
	1	生活保護世帯		0	同一料金 (幼稚園就園 奨励費補助 を支給)
	2	市民税非課税世帯	~270万円	9,100	
	3	77,100円以下	~360万円	16,100	
	4	211,200円以下	~680万円	20,500	
	5	211,201円以上	680万円~	25,700	

新基準(案)						
市民税	国階層区分		推定年収	教育標準時間		
				国の費用徴収基準	市の徴収基準額	割合
	1	生活保護世帯		0	0	-
	2	市民税非課税世帯	~270万円	3,000	2,100	70.0%
	3	77,100円以下	~360万円	16,100	11,200	69.6%
	4	211,200円以下	~680万円	20,500	14,300	69.8%
	5	211,201円以上	680万円~	25,700	18,000	70.0%

↑
市民税所得割額

↑
市民税所得割額

1【国の費用徴収基準】
 実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。
 (本来、施設ごとに料金は決められており、いわゆる応益負担により国階層は存在しないが、就園奨励費補助が所得に応じて支給されることから、これを差し引くことで応益負担の階層表となる)
 平成27年度予算案(平成27年1月14日閣議決定)
 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定子どもの第2階層に係る国が定める水準については、26年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円 3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行)。

2【市の徴収基準額】
 第5階層を、現在の市内私立幼稚園の保育料の平均金額(18,000円/月)に設定し、2~4階層については同じ割合(約70%)で設定した。
 保育料+ 入園料を36月(3年)で割り返した額 - 私立幼稚園児奨励金を12月(1年で割り返した額)
 $(18,000円 + 17,500円) \div 2施設 = 17,750円 / 月$
 $(70,000円 + 50,000円) \div 2施設 \div 36月 = 1,667円 / 月$
 $17,000円 \div 12月 = 1,417円 / 月$
 $17,750円 + 1,667円 - 1,417円 = 18,000円 / 月$

【補足】
 袖ヶ浦市立幼稚園(2園)は新制度に加わるが、「それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公共施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきもの」となっており、市内の公立幼稚園については、27年度の保育料については現行どおりとする。
 市内私立幼稚園(2園)は、27年度においては新制度に加入しないことから、本料金体系の対象外となる(制度加入しない私立幼稚園は、従来どおり園が独自で定めた保育料となる)。
 したがって、27年度における上記1号認定の利用者負担(保育料)は、市外の特定教育・保育施設(認定こども園及び制度加入の幼稚園)を利用した市内の子どもに対するものとなる。

私立保育園施設整備助成事業について

1 施設名 (仮)大空保育園

2 設置場所

神納1136-1他11筆 4,846.31㎡(うち市有地4,372.70㎡)

3 建物の構造及び規模

木造平屋建て(一部2階) 建築面積 1,396.01㎡

4 設置運営者 社会福祉法人 恵福社会

5 開設予定 平成27年4月

6 定員

(1) 認可定員(予定) 120人

(2) 利用定員

当初予定

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
利用定員	12人	15人	20人	23人	25人	25人	120人



年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
利用定員	12人	24人	24人	23人	18人	19人	120人

1、2歳児の増加

7 施設概要

(1) 保育内容

国の保育所保育指針を基本とし、保育計画・指導計画を作成し実施。

(2) 開所時間

月～金曜日	午前7時～午後9時
土曜日	午前7時～午後7時

(3) 給食について

保育園内調理

(4) 通常保育以外の保育サービスについて

産休明け保育(57日目以降)、延長保育、休日保育、一時預かり、病後児保育